

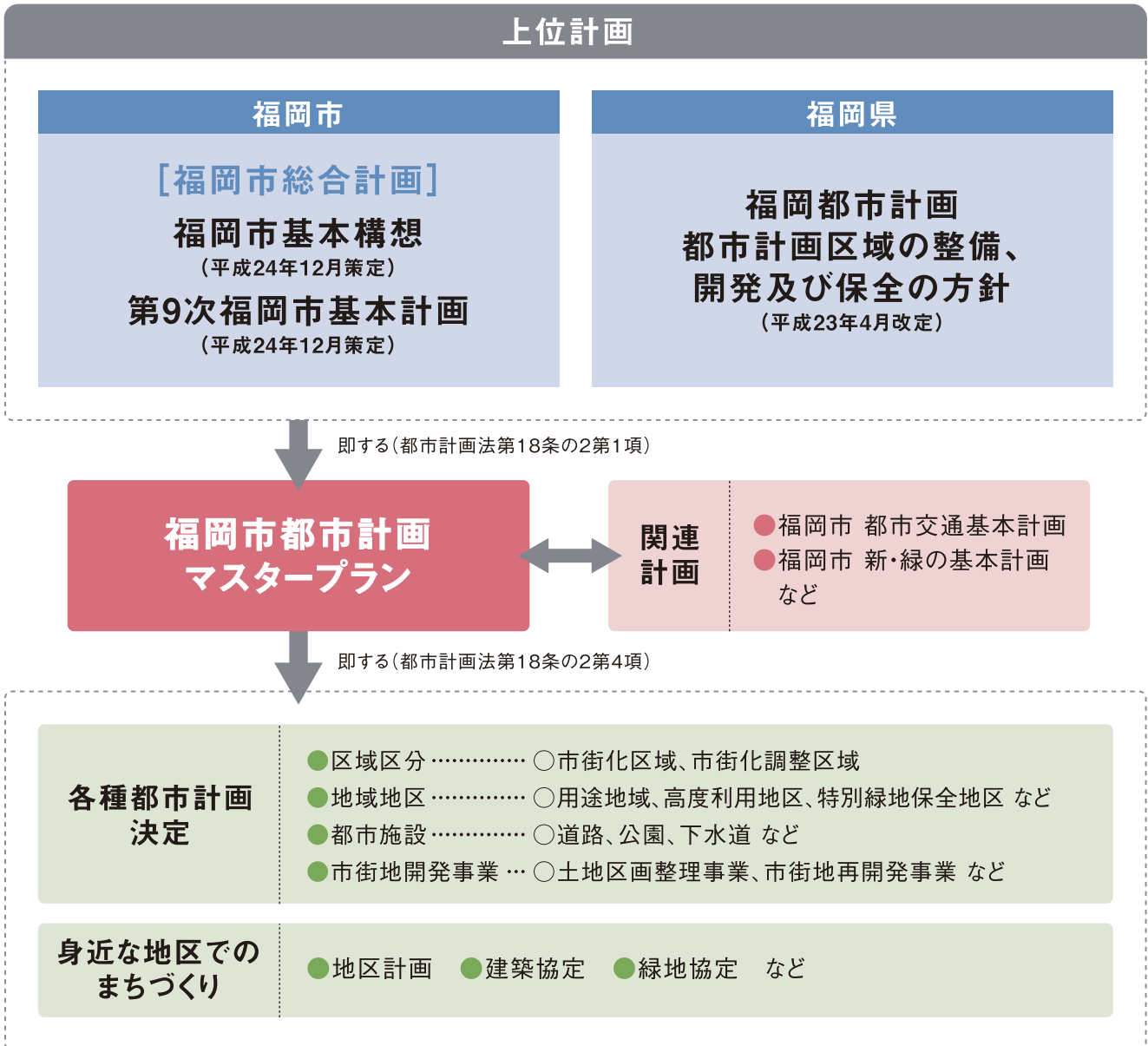
第1章

都市計画 マスタープランの 位置づけと役割

本マスタープランは、都市計画法に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針として、市町村が定めるものです。

1 位置づけ

「福岡市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針で、「福岡市総合計画」や県が定める「福岡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即して定めるものです。



2 対象地域

福岡市の全域を対象地域とします。

3 目標年次

第9次福岡市基本計画と同じ平成34年度とします。

※この目標年次は、都市計画マスタープランを適用する概ねの期限を示すもので、目標年次までに完了するという性格のものではありません。

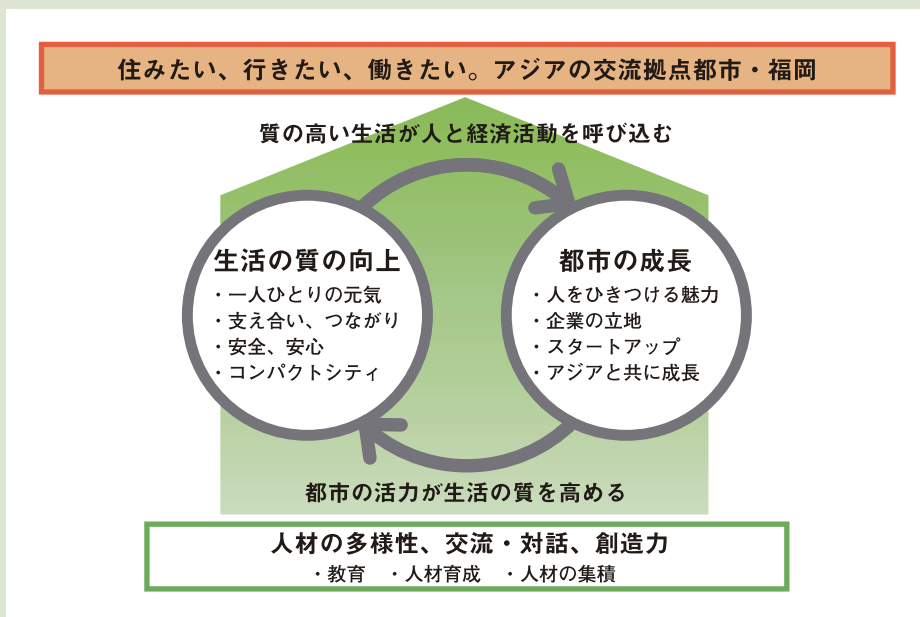
4 上位計画

「福岡市基本構想」(平成24年12月策定)

- 目標年次:なし
- 都市像
 - 「住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡」
 - 1 自律した市民が支え合い心豊かに生きる都市
 - 2 自然と共生する持続可能で生活の質の高い都市
 - 3 海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市
 - 4 活力と存在感に満ちたアジアの拠点都市

「第9次 福岡市基本計画」(平成24年12月策定)

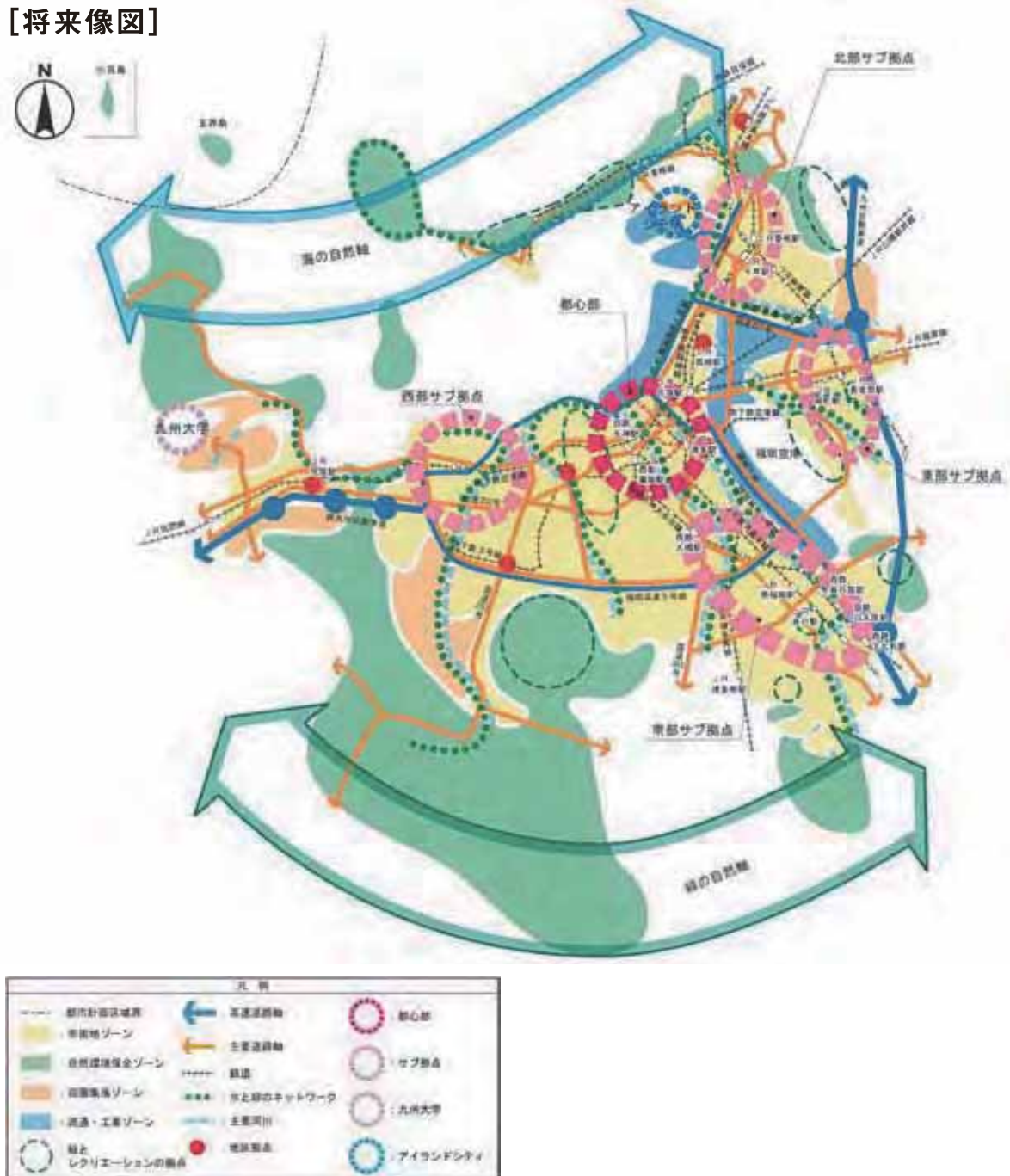
- 目標年次:平成34年度
- 都市経営の基本戦略
 - 1 生活の質の向上と都市の成長の好循環を創り出す
 - 2 福岡都市圏全体として発展し、広域的な役割を担う
- 分野別目標
 - 1 一人ひとりが心豊かに暮らし、元気に輝いている
 - 2 さまざまな支え合いとつながりができている
 - 3 安全・安心で良好な生活環境が確保されている
 - 4 人と地球にやさしい、持続可能な都市が構築されている
 - 5 磨かれた魅力に、さまざまな人がひきつけられている
 - 6 経済活動が活発で、たくさんの働く場が生まれている
 - 7 創造的活動が活発で、多様な人材が新しい価値を生み出している
 - 8 国際競争力を有し、アジアのモデル都市となっている



■「福岡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 (平成23年4月改定)

- 目標年次:平成27年
- 都市計画区域の都市づくりの基本理念
 - (ア) 都市活動を支え、交流を育むコンパクトな都市づくり
 - (イ) 安全で快適な生活を支える都市づくり
 - (ウ) 自然環境に囲まれ、環境と共生する都市づくり
 - (エ) 活気にあふれた個性が輝く都市づくり

[将来像図]



5 役割

都市計画マスタープランの役割

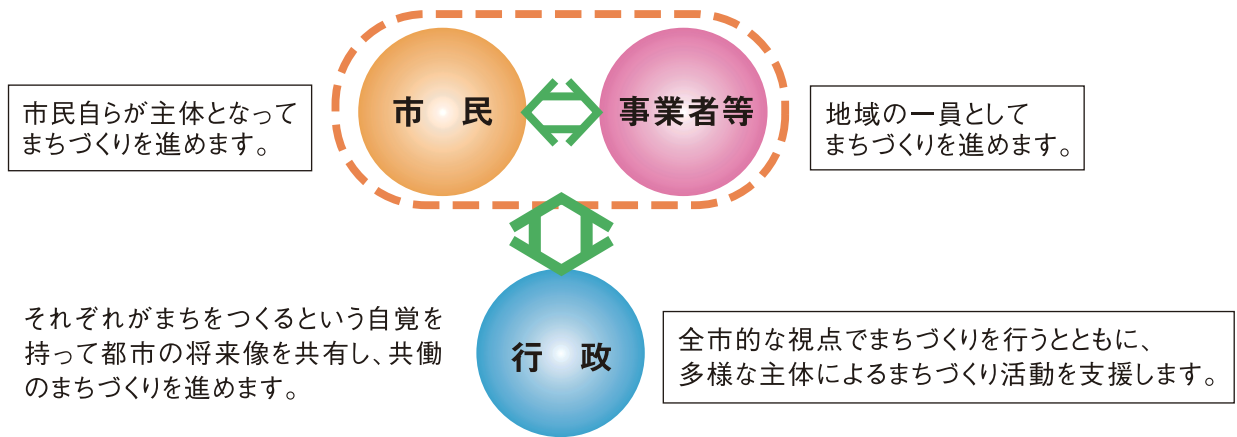
○都市計画に係わる施策を総合的かつ体系的に展開していくための指針

都市づくりの基本的な考え方、土地利用、道路・公園などの都市基盤施設などの方針を明らかにし、具体的な都市計画を定める際の総合的な指針とします。

○地域主体による地域の特性や課題に応じたまちづくりに向けての基礎

地域と行政の共働によるまちづくりの推進に向けて、地域の特性に応じたルールづくり(地区計画など)に活用します。

まちづくりの主体と役割分担



6 活用事例

①都市計画を定める際の総合的な指針とします。(市としての方針・意思表示)

都市計画法に基づき都市計画を定めるにあたっては、それぞれの地域の実状や計画の熟度などを勘案し、この都市計画マスタープランを踏まえて適切な時期に決定・変更を行います。

- 市街化区域・市街化調整区域の線引きや地域地区の見直し
- 都市計画道路や公園などの適正配置
- 新規開発(大規模店舗の立地など)の適正誘導 など

②身近な地域で、地域が主体的に取り組むまちづくりの指針とします。

(市民発意の掘り起こし、行政からのきっかけづくり)

身近な地域における住環境の改善など、地域がまちづくりに主体的に取り組むきっかけを提供し、その指針としての活用を図ります。

- 地区計画や建築協定などの地域主体によるまちづくりの誘導
- エリアマネジメントによるまちづくりの誘導 など

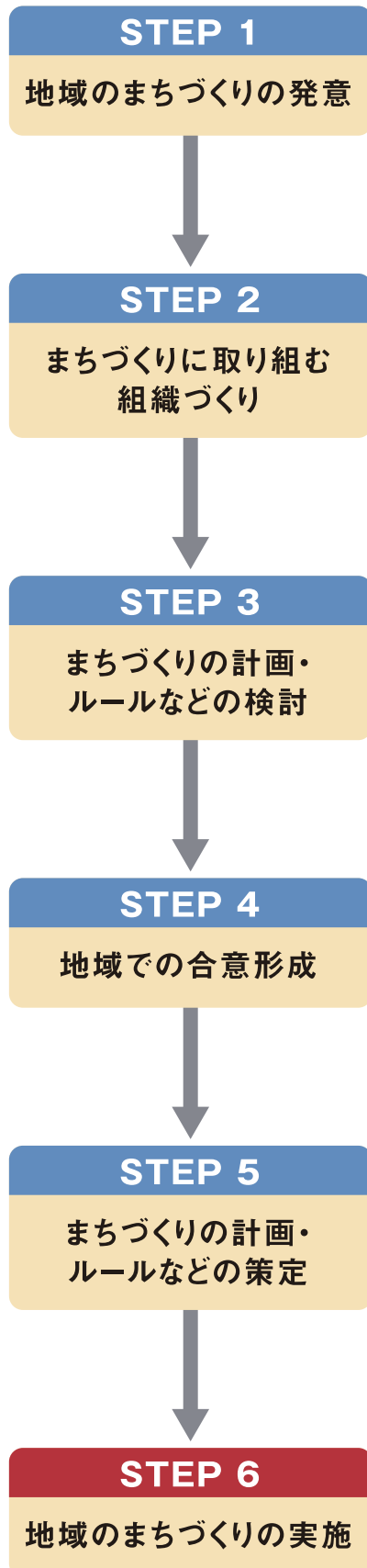
③都市計画に関する情報やまちづくりに関する情報をお知らせします。

(市民・事業者向けの情報集)

都市計画は市民の日常生活に深い関わりを持っているため、市民が都市計画の手法をより身近なものとして活用できるよう、都市計画に関する情報や、地域のまちづくりの手がかりとなる情報をお知らせします。

- 広報誌やホームページの活用による都市計画マスタープランの公表

■ 地域が主体的に取り組むまちづくりの進め方の例



【STEP 1】 地域のまちづくりの発意

- ・まずは、「都市計画マスタープラン」などを手がかりに、地域の良いところや改善したいところを考えてみましょう。
- ・福岡市は、「出前講座」や「地域まちづくり手引書」などを活用して、まちづくりの情報提供を行うとともに、まちづくりの進め方や制度の勉強会を開催し、地域の主体的な取組みを支援します。

【STEP 2】 まちづくりに取り組む組織づくり

- ・みなさんが自らのまちに住み続けたいという思いや、まちを更に良くしたいという熱意が高まった地域では、まちづくりに取り組む組織づくりを始めましょう。
- ・福岡市では、まちづくりに取り組む組織を、「地域まちづくり協議会」として登録・公表する制度があります。「地域まちづくり協議会」として登録されると、活動費の助成など、市の支援が受けられます。

【STEP 3】 まちづくりの計画・ルールなどの検討

- ・地域の特性に応じたきめ細かなまちづくりを進めるために、地域の方々の意見を聴きながら、まちづくりの目標や現状・課題などを整理して、まちづくりの計画やルールなどを検討しましょう。
- ・福岡市の支援として、「地域まちづくり計画」の策定を技術的に支援するコンサルタントの派遣制度などがあります。

【STEP 4】 地域での合意形成

- ・まちづくりの計画・ルールなどについて、地域の方々の理解を得ましょう。

【STEP 5】 まちづくりの計画・ルールなどの策定

- ・まちづくりのルールとして、「地区計画」や「建築協定」などの活用を検討しましょう。
- ・福岡市では、「地域まちづくり計画」を登録・公表し、PRする制度もあります。

【STEP 6】 地域のまちづくりの実施

- ・地域で合意形成されたまちづくりの計画やルールなどをもとに、まちづくりが進むことによって、みなさんで共有した地域の将来像へ一步一步近づいていきます。
- ・福岡市は、「地域まちづくり計画」の実現に向けて、活動費を助成するなど、地域の主体的な取組みを支援します。